

# 平成21年度 軽自動車税減免申請を受け付けます



身体障害者手帳・療育手帳・  
精神障害者保険福祉手帳・戦  
傷病者手帳をお持ちの人で、  
下の表に該当する場合には、  
申請により軽自動車税が減免  
されます。

※車を所有権留保付割賦販売  
(ローン販売)で購入した場合  
は、所有者が自動車販売会社  
やローン会社でも減免の対象と  
なります。

※事業用のものは除きます。  
※減免は、障がいをお持ちの  
人1人につき1台(普通車(自  
動車税)を含む)に限ります。  
自動車税の減免申請は、玉  
名地域振興局税務課(☎74・  
2120)へお問い合わせくだ  
さい。

●申請期限 5月25日(月)  
まで

※申請期限を過ぎると、減免  
申請の受け付けはできません  
のでご注意ください。

●申請場所 税務課 課税係

●必要な物

①身体障害者手帳・療育手  
帳など

②印鑑(朱肉を用いるもの  
に限る)

③運転する人の運転免許証(コ  
ピー可)

④車検証(車検のある車両の  
み、コピー可)

⑤軽自動車税納税通知書

※障がいのある人のみの世帯  
で、常時介護をする人が運転  
する場合は、福祉事務所発行  
の「常時介護証明書」が必要  
となります。

【問】税務課

課税係 ☎63・1342

税務係 ☎63・1329

手帳の種類	軽自動車等の所有者	運転者	障がいの範囲
●身体障害者手帳 (満18歳以上の人) ●戦傷病者手帳	●本人	●本人 または ●生計を一にする人 (常時介護する人が運転でも可)	「減免となる障がいの範囲」 (下)をご覧ください。
●身体障害者手帳 (満18歳未満の人) ●療育手帳 ●精神障害者保険福祉手帳	●本人 または ●生計を一にする人	●生計を一にする人 (常時介護する人が運転でも可)	

## 減免となる障がいの範囲

障がい区分など		本人が運転する場合	生計を一にする人が運転する場合	
身体 障 害 者 手 帳	視覚障がい	1級～「4級の1」		
	聴覚障がい	2級・3級		
	平衡機能障がい	3級		
	音声機能障がい	3級(喉頭摘出による音声機能 障がいがある場合に限る)	×	
	上肢機能障がい	1級～「2級の2」		
	下肢機能障がい	1級～6級	1級～「3級の1」	
	体幹機能障がい	1級～3級・5級		
	乳幼児期以前の非進行性脳病変 による運動機能障がい	上肢	1級～2級(1上肢を含む)	
		移動	1級～6級	1級～3級(1下肢を含む)
心臓・じん臓・呼吸器・小腸・ぼうこう または直腸機能障がい		1級・3級		
ヒト免疫不全ウイルスによる 免疫機能障がい		1級・3級		
療育手帳		障がいの程度が「重度(A)」		
精神障害者保健福祉手帳		1級		
戦傷病者手帳		身体障害者手帳の交付を受けている人に準じて減免の対象となる範囲が定められています。詳しくはお問い合わせください。		

《児童手当》

平成20年度中に

申請却下・受給消滅となった人へ

平成20年度の児童手当の「新規認定申請」「現況届」などで、所得限度額超過によって申請却下・受給消滅となった人について、平成21年度分（6月から支給開始）の申請を5月中に受け付けます。所得審査は、新年度所得（平成20年度中の所得）で判定します。

▽届出期間

5月1日（金）～5月29日（金）

▽届出場所

福祉課子育て支援係 ⑪-1  
番窓口

▽必要なもの

- ① 印鑑（認印）
- ② 受給者（保護者）の健康保険証
- ③ 受給者名義の預金通帳



※平成21年1月2日以降、本市に転入した人は、必ず期間中に申請を行い、後日、1月1日に住民登録のあった住所地から平成21年度（平成20年分）所得課税証明書を6月1日以降取り寄せて提出してください。

※児童が本市以外に別居している人は、児童の世帯が全員記載されている住民票を取り寄せて提出してください。

【問】福祉課 ☎63・1417

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人へ

平成21年4月から熊本県内のバス・電車の  
運賃割引制度が適用されることになりました。

1. 対象者

写真が貼付された精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人（本人のみ）です。写真が貼付されていない手帳では、割引を受けられません。

2. 適用されるバス・電車

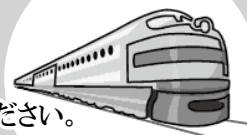
次のバスと電車に適用されます。

- 産交バス ○ 熊本市営バス・電車 ○ 熊本電鉄バス・電車 ○ 熊本バス ○ 熊本都市バス
- ※熊本～人吉線『高速バスひとよし号』および一部コミュニティバスでは適用されません。



3. 割引運賃

- ・ 運賃が半額になります。（ただし、定期券は3割引になります。）
- ・ バス共通カードを利用する場合も割引が適用されます。
- ・ 小児運賃が適用される人で手帳をお持ちの人は、小児運賃が半額となります。
- ・ 割引の計算は、普通運賃の2分の1で、10円単位に四捨五入します。



4. 利用方法

運賃支払いの際に、手帳が貼付されたページを開いて、乗務員に呈示してください。バス共通カードを利用する場合は、運賃支払いの際に、事前に乗務員に申し出てください。

【問】熊本県障がい者支援総室

産交バス

熊本市営バス・電車

熊本電鉄バス・電車

熊本バス

熊本都市バス

☎ 096-333-2234（精神保健福祉班）

☎ 096-325-0100（産交バスサービスセンター）

☎ 096-361-5263（自動車課）、☎ 096-343-2552（電車課）

☎ 096-343-3023（乗合課）、☎ 096-343-2552（鉄道課）

☎ 096-370-8215（管理課）

☎ 096-312-5077（営業本部）